



2023年4月28日

各 位

会 社 名 石原ケミカル株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 酒井 保幸
(コード番号 4462 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役管理本部長兼総務部長
山口 恭正
(TEL 078-682-2311)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年3月17日に開示いたしましたとおり、監査等委員会設置会社に移行する方針であります。これに伴い、本日開催の取締役会において、2023年6月28日開催予定の第85回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、2023年3月17日に開示いたしましたとおり、第85回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が業務執行の適法性および妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、また取締役会の審議の充実と監督機能の強化を図ることで、コーポレート・ガバナンスの更なる充実と企業価値の向上を推進することを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。さらに、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定を新設するものであります。また、当社の監査役の員数は4名以内としておりましたが、取締役会の構成の柔軟性を高め、監督機能の強化等を図ることを目的に監査等委員である取締役の員数は5名以内とするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月28日（予定）

4. その他

本定款変更の効力は、2023年6月28日開催予定の当社第85回定時株主総会において、定款変更議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当該総会の終結の時をもって発生いたします。

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>①取締役会 ②<u>監査役</u> ③<u>監査役会</u> ④<u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>①取締役会 ②<u>監査等委員会</u> (削 除) ③<u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 8 条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 当社の株式に関する手続きおよび手数料、株主の権利行使に際しての 手続き等については、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議をもって</u>選定し、これを公告する。</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 当社の株式に関する手続きおよび手数料、株主の権利行使に際しての 手続き等については、法令または本定款のほか、<u>取締役会の決議または取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定によって定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定をもって</u>選定し、これを公告する。</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は、8名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、8名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法) 第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(任 期) 第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の招集) 第 20 条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>る。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第 18 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第 19 条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する<u>事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集) 第 20 条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 22 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬等) 第 23 条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 24 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数) 第 25 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から<u>取締役社長 1 名</u>を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 22 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第 23 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等) 第 24 条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 25 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p><u>第 26 条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3. 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任 期)</p> <p><u>第 27 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p><u>第 28 条 監査役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第 29 条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) <u>第 30 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除) <u>第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第 26 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集) <u>第 27 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>第 32 条～第 35 条 (条文省略)</p>	<p>第 28 条～第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>(附 則) (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>1. 当社は、第 85 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 第 85 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第31条第2項の定めるところによる。</p>